

《資 料》

〔私訳〕 ドイツ 「連邦弁護士法」 (三)

— ドイツ弁護士制度関連規定邦訳 (1—3) —

森 勇

目次

- 第1章 弁護士 (第1条—第3条)
- 第2章 弁護士の認可 (第4条—第42条 d)
 - 第1節 弁護士としての認可 (第4条—第41条 d)
 - 第1款 一般的要件 (第4条—第5条)
 - 第2款 弁護士としての認可の付与、消滅、撤回ならびに取消 (第6条—第17条)
 - 第2節 裁判所における認可 (第18条—第36条)
 - 第3節 行政手続に関する一般規定 (第36条 a)
 - 第4節 認可事件における裁判所の判断を求める申立の手続 (第37条—第42条)
 - 第5節 専門弁護士の称号 (第42条 a—第42条 d) [削除]
- 第3章 弁護士の権利および義務ならびに弁護士の職業上の協力関係 (第43条—第59条 m)
 - 第1節 総則 (第43条—第59条 b)
 - 第2節 弁護士会社 (第59条 c—第59条 m) ……………以上52号
- 第4章 弁護士会 (第60条—第91条)
 - 第1節 総則 (第60条—第62条)
 - 第2節 弁護士会の機関 (第63条—第89条)

第1款 理事会 (第63条—第77条)

第2款 幹部会 (第78条—第84条)

第3款 総会 (第85条—第89条)

第3節 選挙および決議の無効 (第90条—第91条)

第5章 弁護士裁判所、弁護士法院および連邦通常裁判所弁護士事件部
(第92条—第112条)

第1節 弁護士裁判所 (第92条—第99条)

第2節 弁護士法院 (第100条—第105条)

第3節 連邦通常裁判所弁護士事件担当部 (第106条—第112条)

第6章 義務違反に対する弁護士裁判所による懲戒 (第113条—第115条 c)

第7章 弁護士裁判所手続 (第116条—第161条 a)

第1節 総則 (第116条—第118条 b)

第2節 第一審の手続 (第119条—第141条)

第1款 総則 (第119条—第120条 a)

第2款 手続の開始 (第121条—第133条)

第3款 弁護士裁判所における公判 (第134条—第141条)

第3節 上訴 (第142条—第147条)

第1款 弁護士裁判所の裁判に対する上訴 (第142条—第144条)

第2款 弁護士法院の裁判に対する上訴 (第145条—第147条)

第4節 証拠保全 (第148条—第149条)

第5節 仮の処分としての業務禁止および代理の禁止 (第150条—第161条 a) ……………以上53号

第8章 連邦通常裁判所の弁護士 (第162条—第174条)

第1節 総則 (第162条—第163条)

第2節 連邦通常裁判所弁護士の認可 (第164条—第171条)

第3節 連邦通常裁判所弁護士の特別な権利および義務 (第172条—第173条)

第4節 連邦通常裁判所弁護士会 (第174条)

第9章 連邦弁護士会 (第175条—第191条 e)

第1節 総則 (第175条—第178条)

第2節 連邦弁護士会の機関 (第179条—第191条 e)

第1款 幹部会 (第179条—第186条)

第2款 総会 (第187条—第190条)

第3款 選挙および決議の無効 (第191条)

第4款 規約委員会 (第191条 a—第191条 e)

第10章 弁護士事件における費用 (第192条—第203条)

第1節 司法行政の手数料 (第192条—第194条)

第2節 弁護士裁判手続の費用および強制金の警告もしくは賦課または警告について弁護士裁判所の判断を求める申立に関する手続の費用 (第195条—第199条)

第3節 認可事件における裁判所の判断を求める申立ならびに選挙および決議について裁判所の判断を求める申立に関する手続の費用 (第200条—第203条)

第11章 弁護士裁判所の処分の執行とその費用。記録の抹消 (第204条—第205条 a)

第12章 他国からの弁護士 (第206条—第207条)

第13章 経過規定および最終規定 (第208条—第237条)

第1節 経過規定 (第208条—第222条)

第2節 最終規定 (第223条—第237条)

以上本号

第8章 連邦通常裁判所の弁護士

第1節 総則

第162条〔準用規則〕

連邦通常裁判所の弁護士については、以下の規定に特別な定めのない限り、本法第1章ないし第7章を適用する。

第163条〔連邦司法大臣および連邦地方裁判所の管轄〕

本法第1章ないし第7章の規定により、州司法行政機関の任とされているものについては、連邦司法省が代わってこれを行う。弁護士裁判所および弁護士法院については、連邦通常裁判所がこれに代わる。検察の任には、連邦通常裁判所に置かれている連邦検事総長がこれにあたる。

第2節 連邦通常裁判所弁護士の認可

第164条〔認可のための特別の要件〕

連邦通常裁判所においては、連邦通常裁判所に置かれる弁護士選考委員会から指名された者のみが、その弁護士として認可を受けることができる。

第165条〔連邦通常裁判所弁護士選考委員会〕

- (1) 選考委員会は、連邦通常裁判所長官および連邦通常裁判所民事部裁判長ならびに連邦弁護士会幹部会および連邦通常裁判所弁護士会幹部会の構成員から成る。
- (2) 選考委員会の議長は、連邦通常裁判所長官がこれをつとめる。選考委員会は、議長がこれを招集する。
- (3) 招集通知には選考委員会の会議の議事を記載し、少なくとも会議の1週間前に委員に届けられなくてはならない。
- (4) 会議は公開しない。
- (5) 各会議につき議事録を作成する。

第166条〔選考のための推薦名簿〕

- (1) 選考は、推薦名簿に基づいて行われる。

- (2) 推薦名簿は、
- 一 弁護士会の推薦に基づいて、連邦弁護士会が、あるいは、
 - 二 連邦通常裁判所弁護士会が
- これを提出することができる。
- (3) 推薦名簿には、満35歳に達し、弁護士の職を少なくとも5年以上継続して行っている者のみを挙げることができる。

第167条〔選考委員会の審査〕

- (1) 選考委員会は、被推薦者が連邦通常裁判所弁護士としての活動のための物的および人的要件を備えているか否かを審査する。
- (2) 選考の準備のため、選考委員会は委員2名を報告者に選任する。

第167条a〔記録の閲覧〕

- (1) 推薦名簿に記載された弁護士は、選考委員会の議事録を閲覧する権利を有する。
- (2) 弁護士の人的な関係、職業上ならびに経済関係は、弁護士が閲覧することができる別個の報告書にこれを記載する。
- (3) 第58条第2項および第3項は、これを準用する。

第168条〔選考委員会の議決〕

- (1) 選考委員会は、連邦通常裁判所に所属する委員の過半数ならびに連邦弁護士会および連邦通常裁判所弁護士会の幹部会の各構成員の過半数が出席している場合に、決議することができる。決議は単純多数決による。決議は、秘密投票による。
- (2) 選考委員会は、推薦名簿の中から、連邦通常裁判所での認可を妥当と考える弁護士の2倍の人数の弁護士を指名する。
- (3) 指名によって、候補者に、連邦通常裁判所の弁護士としての認可を求める請求権は生じない。

第169条〔選考結果の報告〕

- (1) 選考委員会の議長は、選考の結果を連邦司法大臣に報告する。
- (2) 選考委員会が指名した弁護士の連邦通常裁判所での認可を求める申請は、これを報告書に添付しなければならない。

第170条〔認可申請の判断〕

- (1) 連邦通常裁判所での弁護士としての認可を求める申請については、連邦司法大臣がこれを判断する。
- (2) 認可申請についての判断は、第33条第2項に掲げたいずれかの理由があるときは、これを中止することができる。
- (3) 認可に対して疑義が存在するときのみ、連邦通常裁判所弁護士会会長の意見を聴かななければならない。
- (4) 認可については、第20条第1項第2号および第3号ならびに第166条第3項を準用する。

第171条〔認可の専属性〕

連邦通常裁判所の弁護士は、同時に、他の裁判所の認可を受けることはできない。

第3節 連邦通常裁判所弁護士の特別な権利および義務**第172条**〔他の裁判所での弁論の制限〕

- (1) 連邦通常裁判所の認可を受けた弁護士は、連邦通常裁判所、その他の連邦最上級裁判所、最上級裁判所連合部および連邦憲法裁判所においてのみ活動することができる。国際裁判所または各国が共同して設ける裁判所において活動する権利は、これにより妨げられない。
- (2) 連邦通常裁判所の認可を受けた弁護士は、民事訴訟法施行法第8条第1項が、それによる代理を認めているときは、最上級地方裁判所において活動することができる。
- (3) 連邦通常裁判所の認可を受けた弁護士は、その囑託が第1項に規定する裁判所によるものであるときは、受託裁判官の面前における手続において、他の裁判所においても活動することができる。

第172条 a〔共同事務所形態〕

連邦通常裁判所の認可を受けた弁護士は、その間でのみ共同事務所形態を営むことができる。この共同事務所形態には、2名以上の弁護士が所属してはならない。

第173条〔代理人および法律事務所清算人の選任〕

- (1) 弁護士が、第53条第1項に基づきその代理人を必要とする場合に、自ら代理人を定めることができないときは、連邦司法大臣がその代理人を選任する。
- (2) 連邦司法大臣は、満35歳以上の者で、弁護士の職を少なくとも5年間継続して行っている弁護士のみを、代理人に選任することができる。
- (3) 第2項は、法律事務処清算人の選任(第55条)に、これを準用する。通常連邦裁判所弁護士会が、事件を依頼した市民にとり第55条を適用した場合より不利とはならず未解決の受託事件を処理できるよう手配されていることを証明したときは、清算人の任命は、これを行わない。

第4節 連邦通常裁判所弁護士会

第174条〔設立および理事会〕

- (1) 連邦通常裁判所の認可を受けた弁護士は、連邦通常裁判所弁護士会を設立する。
- (2) 理事会の理事の数は、弁護士会事務規則によりこれを定める。第63条第2項は、これを適用しない。

第9章 連邦弁護士会

第1節 総則

第175条〔連邦弁護士会の設立および所在地〕

- (1) 各弁護士会は、連邦弁護士会にこれを集約する。
- (2) 連邦弁護士会の所在地は、その規約により定める。

第176条〔連邦弁護士会の地位〕

- (1) 連邦弁護士会は、公法人である。
- (2) 連邦司法大臣は、連邦弁護士会に対して国の監督を行う。監督は、法律および規約が遵守されているか、わけても連邦弁護士会に課された任務が遂行されているかに限られる。

第177条〔連邦弁護士会の任務〕

- (1) 連邦弁護士会は、法律により課せられたその任務を遂行しなければならない。

- (2) 弁護士会は、特に以下に掲げる義務を負う。
- 一 弁護士会に共通する問題につき、各弁護士会の見解を調査し、合同の討議を通して多数を占める見解を確定すること。
 - 二 弁護士会の共済制度（第89条第2項第3号）に関するガイドラインを定めること。
 - 三 弁護士会に共通するすべての問題につき、連邦弁護士会の見解を、それに関わる裁判所および官庁に対し主張すること。
 - 四 官庁および諸機関に対して、弁護士会全体を代表すること。
 - 五 立法に関与している連邦の官庁または諸機関もしくは連邦の裁判所の諮問に対し意見を答申すること。
 - 六 弁護士の業務に関する継続的職務研修を促進すること。

第178条〔連邦弁護士会会費〕

- (1) 連邦弁護士会は、その人的および物的に必要なものをまかなうための会費を、各弁護士会より徴収する。
- (2) 会費の額は、総会においてこれを定める。
- (3) 総会は、経済的に弱体な個々の弁護士会に対し、会費の軽減を認めることができる。

第2節 連邦弁護士会の機関

第1款 幹部会

第179条〔幹部会の構成〕

- (1) 連邦弁護士会には、幹部会を置く。
- (2) 幹部会は以下の者からなる。
 - 一 会長
 - 二 最低三名の副会長
 - 三 会計
- (3) 幹部会は事務規則を定める。
- (4) 総会は、より多くの副会長を定めることができる。

第180条〔幹部会の選挙〕

- (1) 連邦弁護士会の幹部会は、総会において、その構成員のなかからこれを選出する。弁護士会理事会の理事は、これを会長に再選することができる。
- (2) 詳細は、連邦弁護士会の規約をもってこれを定める。

第181条〔選出拒否権〕

以下の者は、幹部会の構成員に選出されることを拒否することができる。

- 一 満65歳にいたった者
- 二 過去4年間に幹部会の構成員であった者

第182条〔任期および任期満了前の退任〕

- (1) 幹部会の構成員は、4年の任期をもってこれを選任する。
- (2) 構成員が任期満了前に退任したときは、その任期の残余期間につき新たな構成員を選出する。

- (3) 弁護士は、以下の場合には、幹部会の構成員を任期満了前に退任する。
 - 一 当該弁護士が、弁護士会会長の職を失ったとき。ただし、連邦弁護士会会長は、弁護士会理事会の理事を退任したときに限り、その職を失う。
 - 二 当該弁護士がその職を辞任したとき。

当該弁護士は、辞任する旨を、幹部会に対し書面をもって伝えなくてはならない。辞任の意思の表示は、これを撤回することができない。

第183条〔弁護士職としての幹部会の活動〕

幹部会の構成員は、その活動が無報酬で行う。ただし、その構成員は、その行為と結びついた損失に対する相当な補償および旅費手当を受ける。

第184条〔幹部会構成員の守秘義務〕

幹部会の構成員および連邦弁護士会の職員の守秘義務については、第76条を準用する。

第185条〔会長の任務〕

- (1) 会長は、裁判上および裁判外において、連邦弁護士会を代表する。
- (2) 会長は、連邦弁護士会と幹部会の交渉事務を取り扱う。会長は、幹部会および連邦弁護士会総会の決議を実行する。
- (3) 会長は、幹部会の会議および総会において議長を務める。

- (4) 会長は、連邦司法大臣に対し、毎年、連邦弁護士会および幹部会の活動についての報告書を提出する。会長はまた、幹部会の選挙結果を連邦司法大臣に報告する。
- (5) 連邦弁護士会の規約により、会長に対してその他の任務を委ねることができる。

第186条〔会計の任務〕

- (1) 会計は、幹部会の指示に従い、連邦弁護士会の財産を管理する。会計は、金銭を受領する権限を有する。
- (2) 会計は、収入および支出ならびに財産管理につき、毎年総会で決算報告をしなければならない。

第2款 総会

第187条〔会員総会〕

連邦弁護士会は、定期的に総会においてその決議を行う。

第188条〔総会における弁護士会の代表〕

- (1) 各弁護士会は、総会においては、会長がこれを代表する。
- (2) 弁護士会の会長は、他の理事がこれを代理することができる。

第189条〔総会の招集〕

- (1) 総会は、会長が書面によりこれを招集する。会長は、少なくとも3つの弁護士会が、総会で審議すべき案件を示して、書面により総会の招集を求めるときは、これを招集しなければならない。
- (2) 招集にあたっては、総会において決議を予定している案件を示さなければならない。
- (3) 総会は、その開催を予定している日の少なくとも3週間前に、これを招集しなければならない。この場合、招集通知を発送する日および総会の開催日は、これを算入しない。
- (4) 緊急の場合には、会長は、これより短い期間で総会を招集することができる。この場合には、第2項の規定は、これを遵守することを要しない。

第190条〔総会の決議〕

- (1) 各弁護士会は、1票の議決権を有する。

- (2) 総会が決議するための要件は、規約をもってこれを定める。
- (3) 総会の決議は、規約に別段の定めがない限り、単純多数決でこれを決する。総会において行われる選挙についても同様とする。選挙にあたり同数のときは、くじによってこれを決する。
- (4) 個々の弁護士会に経済的負担を課する決議は、総会が全員一致でのみこれを行うことができる。ただし、弁護士会の負担額および幹部会構成員の損失補償ならびに旅費手当の額を確定する決定については、この限りではない。
- (5) 総会の決議および選挙の結果については、議事録を作成し、議長および書記となった副議長がこれに署名しなければならない。

第3款 選挙および決議の無効

第191条〔無効の要件および連邦通常裁判所における手続〕

- (1) 幹部会もしくは総会の選挙または決議は、これが法律もしくは規約に違反して行われ、または、その内容が法律もしくは規約に抵触する場合には、連邦司法大臣の申立に基づき、連邦通常裁判所が、その無効を宣言することができる。
- (2) この申立は、弁護士会もこれを行うことができる。ただし、決議については、これによりその権利が侵害されたときに限る。
- (3) その他の事項については、第91条を準用する。

第4款 規約委員会

第191条a〔設置とその任務〕

- (1) 連邦弁護士会に、規約委員会を置く。
- (2) 規約委員会は、その職業上の義務に配慮しつつ、第59条bに定めるところに従い、弁護士の職業の実践に関する職業規則を、規約として定める。
- (3) 規約委員会は、事務規則を定める。
- (4) 規約委員会は、議決権のない連邦弁護士会の会長および各弁護士会の会長、ならびに第191条bに従って弁護士会の総会において選出される議決権をもつ構成員からなる。

第191条b〔議決権を有する規約委員会の構成員の選挙〕

- (1) 議決権をもつ規約委員会の構成員の数は、弁護士会会員の数により定める。会員1000人につき、各1名の規約委員会の構成員を選出する。弁護士会会員の数は、選挙が行われる年の1月1日をその基準とする。
- (2) 規約委員会の議決権をもつ構成員は、弁護士会の会員が、推薦を受けた会員の中から、秘密かつ直接の郵送による選挙によって選出する。推薦には、少なくとも10名の会員の署名を要する。連邦通常裁判所弁護士会の会員の推薦については、その会員の数は、最低3名とする。多数を獲得した候補者を、当選人とする。
- (3) 第65条第1号および第3号、第66条、第67条、第68条第1項、第69条第1項、第2項および第4項、第75条および第76条は、これを準用する。議決権をもつ規約委員会の構成員が退任したときは、次点で落選した会員が、規約委員会に加わる。

第191条c [召集と議決権]

- (1) 規約委員会は、連邦弁護士会の会長が、書面によりこれを召集する。
- (2) 連邦弁護士会の会長は、少なくとも5つの弁護士会または議決権をもつ規約委員会の構成員の4分の1が、規約委員会において審議されるべき案件を示して、書面により求めたときは、規約委員会を招集しなくてはならない。その他の手続には、第189条を準用する。

第191条d [委員会の運営および決議]

- (1) 委員会の議長は、連邦弁護士会会長がこれにあたる。委員長は、構成員の中から書記を定める。
- (2) 規約委員会は、議決権を持つ構成員の5分の3の出席の下、決議することができる。
- (3) 職業規則に関する決議は、議決権をもつ構成員すべての過半数をもってこれを決し、その他の決議は、出席した議決権をもつ構成員の過半数をもってこれを決する。各構成員は、1票とし、指示に拘束されず、かつまた、本人のみがその票を投じることができる。代理は、これを認めない。
- (4) 規約委員会が行った決議の文言は、これを書面に作成し、議長および書記が署名した上で、連邦弁護士会の事務局にこれを保管しなくてはならない。

(5) 規約委員会が行った決議は、連邦弁護士会が告示のために定めた刊行物にその広告がなされた日から3ヶ月目の初日に発効する。

第191条 e〔監督官庁による規約委員会の決議の審査〕

規約は、連邦司法省が規約またはその一部を取り消さない限り、連邦司法省に対してそれを通知したときより3ヶ月が経過した後に発効する。

第10章 弁護士事件における費用

第1節 司法行政の手数料

第192条〔弁護士としての認可および裁判所の認可の手数料〕

- (1) 弁護士としての認可(第6条、第12条)および最初の裁判所での認可(第18条第2項、第19条)に関しては、弁護士がひとつの裁判所で認可を受けるか複数の裁判所での認可を受けるかを問わず、250マルクの手数料を徴収する。弁護士会社については、認可の手数料は1000マルクとする。
- (2) その後に受ける裁判所の認可については、各120マルクの手数料を特に徴収する。
- (3) 弁護士としての認可または裁判所の認可が拒絶され、あるいはその申請が取り下げられた(第6条、第19条)ときは、手数料は60マルクとする。第8条 a 第3項および第9条第3項ならびに第4項の場合もまた同じ。

第193条〔代理人選任に関する手数料〕

- (1) 代理人の選任(第47条、第53条第2項第2文、第3項および第5項、第161条ならびに第173条第1項)については、50マルクの手数料を徴収する。
- (2) 法律事務処清算人の選任(第55条、第173条第3項)については、手数料を徴収しない。

第194条〔手数料の支払時期、その軽減または免除〕

- (1) 第192条および第193条に基づく手数料は、手数料を支払う義務をともなう職務行為の終了と同時に支払わなければならない。手数料は、支払期に先立ち、あらかじめこれを請求することができる。
- (2) 公平の観点から、手数料の徴収を、全部または一部を免除することができる。

第2節 弁護士裁判手続の費用および強制金の警告もしくは賦課または警告について弁護士裁判所の判断を求める申立に関する手続の費用

第195条〔手数料の無料、経費〕

弁護士裁判手続、および、強制金の警告もしくは賦課（第57条第3項）または警告について弁護士裁判所の判断を求める申立（第74条a第1項）がなされた際の手続については、手数料を徴収せず、裁判所費用法の規定に従い、経費のみを徴収する。

第196条〔弁護士裁判手続の開始を求める申立における費用〕

- (1) 検察の判断について裁判所の判断を求める申立（第123条第2項）を取り下げた弁護士には、この手続より生じた費用の負担を命じなければならない。
- (2) 第122条第2項および第3項、第150条aまたは第161条a第2項の場合における裁判所の判断を求める弁護士会の申立をしりぞけるときは、申立に関する手続より生じた費用は、弁護士会にその負担を命じなければならない。

第197条〔処分を受けた者の費用負担義務〕

- (1) 弁護士裁判手続において処分を命じる判決を受けた弁護士には、同時に手続において生じた費用の全部または一部の負担を命じなければならない。弁護士としての認可の消滅、撤回または取消により、弁護士裁判手続を打ち切り、そしてそれまでの手続の結果に照らすと、弁護士裁判上の処分を課すことが正当と思われる場合もまた同じ。この場合においては、証拠保全を目的とする付従手続（第148条、第149条）において生じたものもまた、弁護士裁判手続の費用とする。手続が、第139条第3項第2号により打ち切られたときにおいて、裁判所がそれを相当と考えるときは、手続において生じた費用の全部または一部を弁護士に負担させることができる。
- (2) 弁護士裁判手続において上訴を取り下げまたは敗訴に終わった弁護士には、同時にこの手続で生じた費用の負担を命じなくてはならない。上訴の一部が認められたときは、この費用のうち相当の部分を、当該弁護士に負担させることができる。

- (3) 確定判決をもって終結した手続の再審を求める申立により生じた費用については、第2項を準用する。

第197条 a〔強制金の警告もしくは賦課または警告について弁護士裁判上の判断を求める申立についての手続における費用負担義務〕

- (1) 強制金の警告もしくは賦課または警告につき弁護士裁判上の判断を求める申立を棄却する場合には、第197条第1項第1文を準用する。弁護士裁判所は、その処分を課したために、警告の無効を確認し(第74条 a 第5項第2文)、あるいは、警告の裁決を第74条 a 第3項第2文により取り消す場合、相当と考えるときは、この手続より生じた費用の全部または一部を弁護士に負担させることができる。
- (2) 弁護士が、弁護士裁判上の判断を求める申立を取り下げ、もしくはその申立が不適法として却下された場合には、第197条第2項1文を準用する。
- (3) 強制金の警告または賦課を取り消す場合には、弁護士のやむをえない経費は、弁護士会にその負担を命じなくてはならない。第74条 a 第3項第2文の場合を除き、警告の裁決を取り消す場合、または、弁護士裁判手続における弁護士に処分を課さない旨の判決がなされたため、あるいは、第115条 a 第2項第2文の定める理由から警告の無効が確認された場合(第74条 a 第5項第2文)も、また同じ。

第198条〔弁護士会の責任〕

- (1) 弁護士および第三者のいずれにも負担させることができず、あるいは、弁護士から徴収することができない費用は、その弁護士が所属する弁護士会がこれを負担する。
- (2) 弁護士裁判所における手続では、弁護士会は、証人および鑑定人に対し、それらに生じた補償金につき、刑事訴訟法により国庫負担とされているのと同じ範囲で責任を負う。呼出を受けた者の所在地が著しく遠方である場合には、申立により、その者への前払を認めなくてはならない。

第199条〔弁護士裁判所における手続費用の確定〕

- (1) 弁護士が、弁護士裁判所における手続において負担しなければならない費用の額は、弁護士裁判所の部の裁判長が、決定をもってこれを確定する。

- (2) 弁護士は、確定決定に対し、決定の送達から2週間の不変期間内に、異議を申し立てることができる。異議については、決定をした部の裁判長が所属する弁護士裁判所が、これを裁判する。弁護士は、弁護士裁判所の裁判に対し、即時抗告をすることができる。

第3節 認可事件における裁判所の判断を求める申立ならびに選挙および決議について裁判所の判断を求める申立に関する手続の費用

第200条〔費用法の適用〕

認可事件における裁判所の判断を求める申立および選挙の無効または決議無効の宣言を求める申立に際して行われる手続（第37条ないし第42条、第91条、第191条）においては、費用法に従い、手数料および経費を徴収する。ただし、費用法第8条第2項および第3項は、これを適用しない。

第201条〔申立人および弁護士会の費用負担義務〕

- (1) 裁判所の判断を求める申立が取り下げられ、あるいはこれを棄却または不適法として却下するときは、手続費用は、申立人にその負担を命じなくてはならない。
- (2) 裁判所の裁判を求める申立を認容するときは、第38条の場合においては、弁護士会に手続費用の負担を命じなくてはならない。第39条の場合には手数料および経費は徴収しない。
- (3) 選挙または決議が無効であるとの宣言を求める申立（第91条、第191条）を認容するときは、手続費用は弁護士会にその負担を命じなくてはならない。

第202条〔手続の手数料〕

- (1) 第一審裁判所の手続については、手数料全額を徴収する。
- (2) 事務額は、費用法第30条第2項による。事務額は職権によりこれを確定する。
- (3) 抗告手続については、第一審と同額の手数を徴収する。
- (4) 裁判所が判断を下す前に、申立または抗告が取り下げられた場合、手数料は、手数料満額の半額にこれを減じる。申立または抗告が不適法として却下された場合も、また同じ。

第203条〔異議についての裁判〕

- (1) 費用の確定に対する不服および異議については、常に弁護士法院がこれを裁判する。
- (2) 弁護士法院の裁判に対しては、不服を申し立てることはできない。

第11章 弁護士裁判所の処分の執行とその費用。記録の抹消

第204条〔弁護士裁判所の処分の執行〕

- (1) 弁護士職の剝奪(第114条第1項第3号)は、判決の確定をもってその効力を生じる。その判決を受けた者は、確定証明を付した判決主文の認証謄本に基づき、弁護士会名簿から抹消される。
- (2) 戒告および譴責(第114条第1項第1号および第2号)は、判決の確定をもって執行されたものとする。
- (3) 反則金(第114条第1項第3号)は、弁護士裁判所の部の裁判長が付与する確定証明を付した裁判主文の認証謄本に基づき、民事事件における判決の執行に適用する規定に従い、これを執行する。反則金は、弁護士会にこれを収める。執行には、弁護士会がこれにあたる。
- (4) 反則金の徴収は、手続が確定力をもって終結したことにより、弁護士がその弁護士職を剝奪されたことによって妨げられない。
- (5) 特定の法分野において代理人および補佐人として活動することの禁止(第114条第1項第4号)は、判決の確定によりその効力を生ずる。第150条または第161条aにより命じられた仮の禁止の期間は、これを禁止期間に算入する。

第205条〔費用の徴収〕

- (1) 弁護士裁判所の手続において生じた費用は、確定決定(第199条)に基づき、第204条第3項に準じて、これを徴収する。
- (2) 弁護士法院または連邦通常裁判所において生じた費用は、裁判所費用の徴収に適用される規定に従い、これを徴収する。弁護士法院において生じた費用は、それが置かれている上級地方裁判所を所管する執行官署が、これを徴収しなければならない。
- (3) 第204条第4項は、これを準用する。

第205条a〔抹消〕

- (1) 当該弁護士に関して作成される記録における戒告の記載は5年後、譴責または反則金の記載は10年後に、それらが併科された場合であっても、これを抹消しなければならない。弁護士裁判所のこの処分に関する経緯は、その弁護士に関して作成される記録から取り除き、廃棄しなくてはならない。この期間が経過した後は、新たな弁護士裁判所の処分にあたり、もはやこれを顧慮してはならない。
- (2) 期間は、弁護士裁判所の処分に対する不服申立ができなくなった日から開始する。
- (3) 期間は、その弁護士に対し、刑事手続、弁護士裁判所手続もしくは職業裁判手続または分限裁判手続が係属し、あるいは、他の職業裁判所の処分、弁護士兼公証人にあつては分限処分を顧慮することができ、または、反則金の支払いを命じる判決がまだ執行されていないときは、完了しない。
- (4) 弁護士は、期間の経過後は、弁護士裁判所の処分を受けなかったものとみなす。
- (5) 第1項ないし第4項は、弁護士会理事会の警告についても、これを準用する。その期間は5年とする。
- (6) 刑事裁判所の有罪の判決、および、刑事上罰すべき行為、秩序違反あるいは職業上の義務違反で、弁護士裁判所の処分または警告の対象とはならなかったものをその理由とする手続におけるその他の裁判についての記載、ならびに、弁護士会の教示についての記載は、その弁護士の申立に基づき、5年後にこれを抹消する。第1項第2文、第2項および第3項は、これを準用する。

第12章 他国からの弁護士

第206条〔開業〕

- (1) その教育および権能の点で、本法が定める弁護士の職業に相当する職業を営む世界貿易機関の加盟国の国民は、申立に基づきそれが開業する地を管轄する弁護士会に入会したときは、出身国におけるその職業の称号を用いて、出身国法および国際公法の領域における法的サービスをするために、ドイツにおいて業務を営む権限を有する。連邦司法省は、連邦参議院の同意なくして、その教育および権能の点で、本法が定める弁護士の職業に相当する職業を、命令をもって定めることができる。
- (2) その教育および権能の点で、本法が定める弁護士の職業に相当する職業を営むその他の国の国民については、出身国との相互の保証があるときには、その法的サービスの権限を出身国法に限定するとするの処置の下、第1項を準用する。連邦司法省は、連邦参議院の同意なくして、この規定を適用する国および職業を、命令をもって定めることができる。

第207条〔手続、職業上の地位〕

- (1) 弁護士会への入会については、州司法行政機関がこれを判断する。申請には、当該職業に従事していることの出身国の所管官庁の証明書を添付しなくてはならない。この証明書は、毎年これを州司法行政機関に提出しなくてはならない。弁護士会の会員が、この義務に従わず、あるいは、第206条の要件を欠くに至ったときは、弁護士会への入会は、これを取り消さなくてはならない。
- (2) 申請についての判断、入会後の法的地位ならびに入会の撤回および取消に関しては、本法のうち、第4条ないし第6条、第12条、第18条ないし第27条および第29条ないし第36条をのぞく第2章、第3章、第4章、第6章、第7章、第10章、第11章および第13章を、その趣旨に従い準用する。第114条第1項第4号、第150条および第161条aに基づく代理の禁止は、本法の施行域内についてこれを言渡さなくてはならない。弁護士職の剝奪(第114条第1項第5号)には、本法の施行域内における他人の法律事件の取扱いの禁止をもってこれに代える。本処分を受けた者は、その裁判の確定をもって、弁護士会会員の地位を失う。

- (3) この弁護士は、入会した弁護士会の地域に法律事務処を設置しなくてはならない。弁護士が、弁護士会への入会后3ヶ月以内にこの義務を履行しないとき、またはその事務処を閉鎖したときは、弁護士会への入会は、これを取り消さなくてはならない。
- (4) この弁護士は、その職業称号を用いる際には、出身国を明示しなくてはならない。弁護士は、業務上のやりとりにおいて、同時に「弁護士会会員」と表示することができる。

第13章 経過規定および最終規定

第1節 経過規定

第208条〔上級行政職に就く資格を有する申請者〕

本法施行時に、所定の試験に基づいて、主たる官職として、一般行政裁判権を行使する裁判所の裁判官職に就く資格を有する申請者に対しては、第4条の要件が具備していないことを理由に弁護士としての認可を拒絶してはならない。

第209条〔法律相談法による許可を受けた者の会員資格〕

- (1) 範囲の制限なく、あるいは単に社会法および社会保障法のみを除き、法的ケアを業として提供する許可をもつ自然人は、申請に基づき、その開業地を管轄する弁護士会に入会することができる。この者は、業務上のやりとりにおいて、同時に「弁護士会会員」と表示することができる。申請についての判断、弁護士会入会後の法的地位ならびに許可の撤回および取消に関しては、本法のうち、第4条ないし第6条、第12条、第18条ないし第27条および第29条ないし第36条をのぞく第2章、第3章、第4章、第6章、第7章、第10章、第11章および第13章を、その趣旨に従い準用する。許可の保持者は、第43条c第1項第2文にあげられた領域に関する特別の知見があることを、第43条c第1項第2文に規定されている領域のうち最高2つまでについて「専門領域」という表示を付加して、示すことができる。

- (2) 弁護士会への入会は、許可の保持者の申請に基づき、これを取り消す。取消は、業として法的ケアを提供する許可に影響を及ぼさない。取消の判断は、許可の保持者に対して弁護士裁判所手続が継続している間は、これを停止する。
- (3) 開業地を変更するときは、許可の保有者の申請に基づき、許可において定めるその地のみを変更する。変更は、新たな開業地として選ばれた地がある州の司法行政機関がこれを行う。第33条第2項は、その趣旨に従って準用する。この変更とともに、許可の保持者は、新たに管轄することになった弁護士会の会員となる。
- (4) 1935年12月13日の法律相談法の施行のための命令(ライヒ法令集 I 1481頁 = RGBL I S.1481) 第1条第1項第2文により付与された、法律事務処の支所あるいは事務処外での相談日の許可は、影響を受けない。州司法行政機関は、それが法的問題処理機構の利益のために必要なときは、この許可を取り消すことができる。
- (5) 州司法行政機関は、許可の保持者が、その開業地において3ヶ月以上何らの活動もしておらず、かつまたその所在が不明となっているときは、業として法的ケアを提供する許可を取り消すことができる。

第210条〔従前付与されていた専門弁護士と名乗る許可〕

1991年1月29日の公証人および弁護士の職業法の改正のための法律(連邦法令集 I 150頁 = BGBL I S.150) 施行の際に、弁護士会から、行政法、税法、労働法または社会法に関する専門弁護士と名乗ることを許されていた弁護士は、必要とされるこれらの領域に関する知見を、さらに証明することを要しない。

第211条〔顧慮すべきでない有罪判決〕

弁護士としての認可申請の判断にあたっては、処分を命じる裁判(第7条第2号ないし第4号)が、1933年1月30日から1945年5月8日までの期間に下され、かつまた、もっぱらもしくは主に人種上、政治上もしくは宗教上の理由に基づくものであるときは、これを拒絶事由(第7条第2号ないし第4号)としてはならない。

第212条〔裁判所所属認可の回復〕

- (1) 本法施行の際、その施行領域内に自己の住所または定住地を有し、かつ本法施行領域内において引き続き活動する意思を有する弁護士が、本法の施行領域内で裁判所の認可を受けていないときは、本法施行後3ヶ月以内にこの認可（第18条第1項）を申請しなければならない。弁護士が1年以内に認可を受けないときは、弁護士としての認可は消滅する。ただし、この時点で第40条以下の手続が係属中であるときは、弁護士としての認可は、裁判所の認可を求める申請が確定的に拒絶されたときにはじめて消滅する。
- (2) 弁護士が、本法施行後初めてその施行領域内に自己の住所を有しまたは定住地を定める場合は、第1項を準用する。第1項に規定した期間の進行は、弁護士が住所を定め、または定住した時より開始する。
- (3) 本法施行領域内に自己の住所または定住地を有し、かつその地ではまだ裁判所の認可を受けていない弁護士は、裁判所の認可をいまだ受けず、または弁護士としての認可が第1項または第2項によっていまだ消滅していない間は、その住所もしくは定住地がある地域の弁護士会に所属する。ただし、弁護士は、この期間中は、弁護士会の会費を払う義務を負わない。

第213条〔居住義務の免除〕

- (1) 1933年1月30日から1945年5月8日までの間に、人種上、政治上または宗教上の理由により出国しなければならず、かつまた、なおその地に留まっている弁護士または申請人については、第27条の義務を免除する。
- (2) 第1項の場合、申請人に対し、弁護士としての認可後ただちに、認可を受けた裁判所に宣誓のため出頭することを期待できないときは、その申請人は、宣誓を受ける権限を有するドイツ領事の面前においても宣誓（第26条）を行うことができる。宣誓については、裁判所が領事にこれを囑託しなければならない。その他については、第26条を準用する。

第214条〔削除〕

第215条〔弁護士会の存続〕

- (1) 本法施行の時に存する弁護士会で、その所在地が上級地方裁判所の所在地にないものは、本法施行後6ヶ月以内にその解散を決定しない限り、存続する。

第216条ないし第220条〔削除〕**第221条〔承継機関としての連邦弁護士会〕**

連邦弁護士会は、1957年9月11日の文言における、基本法第131条に該当する者の権利関係を規律するための法律（連邦法令集I1298頁＝BGBl I S.1297）第61条の意味におけるライヒ弁護士会に「相当する機関」である（先に挙げた法律第2条第1項付表A54号）。最上級職務官庁は、連邦司法省とする。

第222条〔削除〕**第2節 最終規定****第223条〔権利保護に関する補足規定〕**

- (1) 本法または本法に従って発布される命令に基づく行政行為に対しては、明文上の定めがない場合においても、弁護士法院がそれにあたる、裁判所の判断を求める申立をもって、不服を申し立てることができる。申立は、行政行為が送達された後3ヶ月以内に、これをしなくてはならない。この申立は、行政行為が違法なために申立人の権利が侵害されることを理由としてのみ、これを行うことができる。第39条第3項は、これを準用する。
- (2) 裁判所の判断を求める申立は、行政行為の実行を求める申立に対し、十分な理由なく3ヶ月以内に応答がなかったときにも、これを行うことができる。この申立は、期間の制限を受けない。
- (3) 弁護士法院の裁判に対しては、弁護士法院がその裁判においてこれを許可したときは、連邦通常裁判所に即時抗告をすることができる。弁護士法院は、それが基本的な意義を有する法的問題について判断を下した場合に限り、即時抗告を許可することができる。
- (4) 弁護士法院における手続については、第37条、第39条ないし第41条を、連邦通常裁判所の手続については、第42条第4項ないし第6項を準用し、費用については、第200条ないし第203条を準用する。

第224条〔下級官庁への権限の委任〕

連邦司法省および州司法行政機関は、本法によって与えられた権限を、その下級官庁に委ねることができる。

第224条a〔弁護士会への権限の委譲〕

- (1) 州の政府は、本法に基づき州司法行政機関に与えられた任務と権限を、命令をもって、全部または一部、弁護士会に移管することができる。ただし、本法第4章第1節および第3節ならびに第5章第1節および第2節に基づく判断は、この限りではない。州政府は、この権限を、命令をもって州司法行政機関に委ねることができる。
- (2) 弁護士会は、移管された権限の限度において、事実関係の探知(第36条a)にあたる。弁護士会はまた、この目的のために、通常照会として、連邦中央登録簿に関する法律第41条第1項に基づく無制限の報告を受けることができる。個々の手続について予定されている弁護士会の聴聞、その意見の提出および弁護士会への通知は、これを行わない。
- (3) 弁護士会は、弁護士が認可された裁判所に、その弁護士の弁護士としての認可、認可の撤回と取消(第31条および第36条)、その死亡、そしてまた、第28条第1項および第2項に基づく許可の付与とその取消、ならびに、第29条第1項、第2項および第29条a第2項、第3項第2文に基づく免除とその取消を報告する。その弁護士が、同時に公証人会にも属しているときは、認可の撤回および取消は、州司法行政機関および公証人会にも、遅滞なくこれを通知しなくてはならない。
- (4) 第1項によって弁護士会に移管された任務と権限は、その理事会の任とする。弁護士会は、第73条第3項にかかわらず、これを個々の理事に委嘱することができる。移管された限度においては、弁護士会総会は、第192条ないし第194条にかかわらず、事務処理費用の徴収とその額ならびに徴収期限を定めることができる。
- (5) 権限と任務が弁護士会に移管されたときは、認可事件における裁判所の判断を求める申立に関する手続には、以下の措置をとった上で、第37条ないし第42条を適用する。
 - 一 弁護士会がしたときは、裁判所の判断の申立(第39条)は、弁護士会を相手としなくてはならない。
 - 二 州司法行政機関には、弁護士会がこれに代わる(第41条第3項および第4項)。

三 弁護士法院は、弁護士会の判断に対し不服が申し立てられたときは、州司法行政機関にも、その意見を述べる機会を与える(第40条)。

四 州司法行政機関は、第一審に手続上関与したかどうかに関わりなく、常に抗告権を有する(第42条第2項)。弁護士会は、いかなる場合でも、抗告権を有する。

- (6) 弁護士が同時に公証人会にも属しているときは、第28条の場合には、まずはじめに州司法行政機関の承諾をえなくてはならない。

第225条〔州の裁判所および官庁への弁護士の出頭〕

- (1) 仲裁人またはその他の調停ないし仲介機関における手続においては、代理人および補佐人を認めないと規定する州立法部の権限は、これを妨げられない。州法の規定により、代理人または補佐人を拒絶することができる場合、弁護士にはこれを適用しない。
- (2) 従来の州法の規定では、州の裁判所または官庁への出頭を、その州の裁判所の認可を受けた弁護士にのみ認めている場合であっても、ドイツの他の州の裁判所の認可を受けた弁護士もまた、出頭することができる。

第226条〔地方裁判所と上級地方裁判所での重疊的認可〕

- (1) 本法施行の時点で、上級地方裁判所と地方裁判所の認可を受けている者、または地方裁判所所属の認可を受けかつ上級地方裁判所に出頭する権限を有する者は、その認可または権限を保持する。
- (2) バーデン・ヴェルテンベルク、バイエルン、ベルリン、ブレーメン、ハンブルクおよびザールラント、ザクセン、ザクセン・アンハルトおよびテューリンゲンの各州の地方裁判所において認可を受けた弁護士は、5年間にわたり第一審裁判所の認可を受けていたときには、その申請により、重疊的にその上位にある上級地方裁判所の認可を受けることができる。

第227条〔最上級地方裁判所での重疊的認可〕

- (1) 裁判所構成法施行法第8条に基づき、州に最上級地方裁判所が設置されている場合には、この州の上級地方裁判所の認可を受けた弁護士は、重疊的に最上級地方裁判所の認可を受けたものとみなす。
- (2) 最上級地方裁判所には、弁護士名簿(第31条第1項)を備えない。

第227条 a〔削除〕**第227条 b**〔削除〕**第228条**〔最上級地方裁判所による管轄弁護士裁判所または弁護士法院の指定〕

- (1) 州にその最上級地方裁判所が設置されている場合、複数の弁護士裁判所の間で管轄につき争いがあるとき、または、個々の場合において、本来管轄の有する弁護士裁判所がその活動を法律上もしくは事実上妨げられているときは、その最上級地方裁判所が連邦通常裁判所に代わって、管轄すべき弁護士裁判所を指定する。ただし、管轄についての争いに関係する弁護士裁判所、または、その活動を妨げられている弁護士裁判所が、その州内に置かれているときに限る。
- (2) 管轄すべき弁護士法院の指定に関しては、第1項を準用する。

第229条〔送達手続〕

送達手続については、民事訴訟法の規定を準用する。

第230条〔民事訴訟法の改正〕

（もっぱら民事訴訟法に関するものであり、省略する）

第231条〔競争制限禁止法の改正〕

（もっぱら他法の改正に関するものであり、省略する）

第232条〔廃止規定〕

（歴史的意味しかないので、省略する）

第233条〔旧ライヒ弁護士会の権利の承継〕

- (1) 連邦弁護士会は、旧ライヒ弁護士会の権利承継人である。
- (2) 連邦弁護士会は、従前法律をもって別に定められていない限り、旧ライヒ弁護士会の財産法上の全義務及び権利を受け継ぐが、承継した財産をもってのみ、その責任を負う。法定相続人たる国庫に帰属する相続財産に関する民法の規定は、これを準用する。

- (3) 財産上の価値を請求する権利に関するベルリン委員会が、管理委員会指令第50号に基づいてベルリン弁護士会に信託した旧ライヒ弁護士会の財産は、連邦弁護士会に移管する。ベルリン弁護士会は、管理委員会指令第50号第4条により、同弁護士会に課された責任を免れる。ベルリン州への財産の移管およびそれにともなる責任は、これにより影響を受けない。
- (4) 権利移転とその実行にあたり生じた裁判所費用は、これを徴収しない。

第234条〔弁護士の加入に関するラント法上の特別な制限〕

政治的解放の決着に関する州法上の規定に基づいた弁護士職につくことの制限は、影響を受けない。認可の変更についても、また同じ。

第235条〔他の規定中における指定〕

他の法律または命令において、本法により廃止または変更される規定が指定されている場合には、対応する本法の規定をもって、それに代える。

第236条〔ベルリンにおける適用〕

(適用対象がなくなったので、省略する)

第237条〔施行〕

- (1) 本法は、1957年10月1日にこれを施行する。
- (2) (適用対象がなくなったので、省略する)

完

訂正

第59条 a 第3項第1号について、下線部分に誤りがありましたので謹んで訂正させていただきます。

- (3) 弁護士はまた、次の者とも共同事務所形態をとることができる。
- 一 2000年3月9日のヨーロッパ弁護士のドイツにおける活動に関する法律(BGB1.I S.182)の現行諸規定または第206条により、本法の施行域内において業務を行うことが認められ、その法律事務処を外国に置いているEU加盟国出身の弁護士の業務にたずさわる者、またはその他の国出身の弁護士の業務にたずさわる者

The Supplementary Nature of Traditional International Law:

An Analysis of Law of Armed Conflicts
and International Humanitarian Law

Junichi Suzuki

1. Indirect enforcement of international law through domestic legal systems

Since the end of World War II, international law has developed the regulatory schemes that govern individuals. As the four Geneva conventions of 1949 and the two additional protocols of 1977 demonstrate, even in the fields of armed conflicts, international obligations are also imposed on individuals by the law of armed conflicts and the international humanitarian law. The International community has rapidly and widely accepted this role played by international law, and currently, many scholars have gone even further to suggest that individuals have international criminal responsibilities under international law.

In spite of the enormous amount of regulations of individual by international law, the enforcement or implement mechanisms to apply such international rules to individuals are almost entirely dependent on domestic legal systems. Due to the lack of a legally recognized power center in the world community, international law is enforced on individuals "indirectly" through domestic governmental regulations or internal judicial process (M.

Cherif Bassiouni). These mechanisms for indirect enforcement of international law were accepted by state practices in traditional international law. International law imposes the duties to regulate individuals on states and the governments in turn rule over individuals directly.

2. Effectiveness of domestic legal systems as the premise of indirect enforcement

The doctrine of indirect enforcement of international law presupposes the effectiveness of state control over individuals within its jurisdiction: that is, the coercive power of domestic legal systems over individuals. International law introduced this principle as one of requirements of recognized statehood, which has promoted international law to secure its own effectiveness in regulating individuals. The concept of “reciprocity” in the legal regulations of armed conflicts and international humanitarian law serves as a typical example of the reliance of international law on the regulatory power of domestic laws. From a viewpoint of regulation of individuals, it may well be said that traditional international law has vested special authority and prerogatives (what we usually call “sovereignty”) in states in order to achieve its effectiveness.

3. State as a perfect community and incompleteness of international law

Historically, this unique role of states to regulate individuals effectively was characterized by the concept of “*societas perfecta* (complete or perfect community)”. Particular Scholars (such as Aristotle, Thomas Aquinas, Christian Wolf, John Finnis and Johannes Messner) used this concept to describe the nature of the state and some of them (such as Hans Kelsen,

Georg Jellinek, and Julius Stone) analyzed international law using this concept of “completeness”. Such an idea of a complete community runs contrary to the idea of the “incompleteness of individuals”. Because of the inherent weakness of human nature, individuals must be complemented by a legal system (the state), which also regulates their behavior. Because of this function, international law accords a territorial state a special status as a complete community.

Traditional international law supported the idea that the state is a complete community in two ways: (1) throughout human history, the rights of private wars among individuals (such as “Fehde”) gradually decreased and states gained exclusive monopoly on the legitimate use of physical force. International law permitted states to use force both on the domestic level (police power, *imperium*, state jurisdiction) and on the international level (*jus belli*, self-defense); (2) the second element is the doctrine of representation. Traditional international law regarded a state’s government as the only legitimate representative of the community. Rights or duties that international law conferred or imposed on other entities (such as individuals) were considered to be purely derivative, flowing to so-called “objects” of international law by virtue of their relationship to and dependence upon a state. In order to achieve rights and duties on the international level, they were required to obtain the state’s permission or authorization. In addition, the doctrine of representation legitimized a state’s exclusive control over its territory and people. As its corollary, citizens’ obedience to the government and to the domestic legal system was regarded as morally noble (loyalty or allegiance).

In contrast to the completeness of domestic legal systems, the international community was regarded as an “incomplete” community. Many scholars argued about the incompleteness of international law and their legal writings can be roughly divided into two categories. The first

group (including John Austin and Georg Jellinek) considered the existence of international enforcement mechanisms as the criterion of the completeness of international law. The second group (including Hans Kelsen) scaled the completeness of international law in the light of the lacuna of international obligations. Both categories of scholars conceded that states had enormous discretion in the application of international rules to individuals in their domestic legal systems.

As a result, the international law that regulated individuals lacked integrity or coherence, which is (according to Ronald Dworkin and Thomas M. Franck) the essential character as a legal system. Although the universal regulations of individuals during armed conflicts are strongly desired, these regulations became fragmental and partial because of the incompleteness of international law and its indirect enforcement through diverse domestic legal systems. Phillip Allott pointed out that the most practical consequence of this was that morality became discontinuous as between international society and its subordinate domestic societies.

4. Supplementary nature of traditional international law

This incomplete international law, as described above, may well be characterized as “supplemental” in its nature. Individuals were primarily regulated by domestic legal systems and, only with the consent of the states, international law was permitted to play a “limited or secondary” role. The following two examples demonstrate these supplemental functions of traditional international law. (1) International law could promote cooperation between states to achieve the common interests of international society. The adoption of the universal principle of jurisdiction and the principle of *aut dedere aut judicare* is a current example of international cooperation. (2) International law could establish third-party

observation systems to secure compliance by parties (such as systems of protecting power or the International Fact Finding Commission). Both of these examples were regarded as discretionary for states and required their consent in advance. In addition, states tended to disregard them when their critical interests were at stake. For these reasons, the traditional mechanisms were supplemental in their nature and required completion by domestic laws.

5. Limitations of indirect enforcement of international law

The indirect enforcement of traditional international law reveals its limitations when the completeness of states collapses. Followings are four situations that traditional international law cannot manage efficiently because of its limited supplemental nature. (1) The first case is when a state's interest prevails over the international interest to punish a crime, and thus, the state is unwilling to do so. One example is the doctrine of "Kriegsrason" (Necessity in war overrules the manner of warfare). (2) The second case is when a state decides to commit international crimes as its policy. In world history, it is easy to find the precedents of such state-organized crimes, including the Nazi's final solution regarding Jewish people. (3) The third case is when international norms lose their binding powers over individuals because of domestic constitutional structures and practices. States sometimes do not incorporate or transform international norms into their domestic laws promptly. Some domestic constitutions do not give international law priority over domestic laws. Some domestic legal systems do not permit the self-executingness of international norms nor allow individuals to apply international law in domestic courts. (4) The fourth case is when some states lack the ability to govern their own people. One example is a "failed state," which loses governmental control

over its territory because of its domestic disturbances. Further, international terrorists have recently increased their powers comparable to states and some of them can exert enough influence to cause global disorder.

To complement these limitations of traditional international law, domestic courts should take more active positions. For the non-partial and universal regulation of individuals, judges in domestic courts must seek the integrity of their judgments not only as domestic law, but also as international law whenever international rules are applied. In addition, international society should introduce the mechanisms of direct enforcement of international law. The international military tribunals at Nuremberg and Tokyo, *ad hoc* international criminal courts for Former Yugoslavia and Rwanda, and the permanent International Criminal Court are all examples of such direct enforcement.

The combined application of both direct and indirect enforcement mechanisms suggests the necessity to establish new relationships between international law and domestic laws. This innovative function of international law (to directly complement the domestic legal systems) demonstrates a method to overcome the shortcomings of traditional international law and can be regarded as an application of the “principle of subsidiarity”.